

任意継続被保険者資格取得申請にあたって

【2021.9改定】

1. 申請について

退職後20日以内に健保へ提出して下さい。20日を経過しますと受理できません。

2. 被保険者期間／資格喪失

被保険者の資格期間は、原則2年間です。下記の①～④以外で、任意に喪失することはできません。

- ①被保険者の資格取得後、2年を経過したとき／②被保険者が死亡したとき／③再就職したとき
- ④保険料を納付期日までに納付しないとき

3. 保険証の交付について

任意継続資格取得通知、保険料納付書と共に簡易書留でご自宅に送付いたします。
(資格喪失した際は必ず京セラ健康保険組合まで保険証を返却下さい。)

4. 保険料の納付について (月納 または 前納 のいずれかを選択して下さい)

★月納の場合★

ア) 保険料は、毎月10日(10日が休日の場合は翌営業日)までにその月の保険料を納めて下さい。
申請時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を一緒に提出して下さい。
約3ヶ月目の保険料から自動引落としになります。初回分は健保より健康保険料の納付書をお送りいたしますので、金融機関の窓口にてお振込み下さい。

イ) 保険料納付が自動引落としになりますと、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分の保険料が引き落とされます。 ※口座振替の手数料(165円)は、被保険者負担となりますので、ご了承下さい。

ウ) 預金残高が振替する金額(保険料+手数料)より少ない場合は自動引落としが出来ませんのでご注意下さい。
納付されない場合は、その月の11日で資格喪失になります。

エ) 口座振替の停止を希望される場合は、希望停止振替日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

★前納の場合★

一定期間一括して納付する制度です。前納する保険料額は年4%の複利現価法により割引が行われます。
健保より健康保険料の納付書をお送りいたしますので、金融機関の窓口にてお振込み下さい。

ア) 半年前納 : 4月～9月分と10月～翌年3月分の2回に分けて保険料を納付する方法

イ) 1年前納 : 4月～翌年3月分を一括で保険料を納付する方法

5. 被扶養者認定について

退職時点で扶養家族が居る場合、任意継続被保険者資格取得申請書①～⑬に必要な事項をご記入いただき、
⑭扶養継続【 する ・ しない 】を選択してください。

新たに扶養申請される場合は、異動届と認定調書(必要に応じて所得証明書・年金通知等)を提出して下さい。

6. 再就職した場合

再就職された際は、任意継続被保険者資格喪失申出書と、京セラの保険証(本人・家族分)と再就職先で発行される保険証の写し(本人分)を3点をセットにし、速やかに京セラ健保まで郵送して下さい。
保険料の還付が発生した場合は案内を送付致します。

※ご不明な点がございましたら、京セラ健康保険組合までご連絡下さい。電話075-604-3592/内線711-2921